介護保険の福祉用具購入の流れ

①要介護・要支援認定

↓

②ケアマネジャー等へ相談

↓

③福祉用具販売業者選定

販売業者が関わること（灰色の部分）
※●は、販売業者が作成するものです。

↓

④支払い方法の選択

【償還払い】又は【受領委任払い】
※詳しくは別紙「受領委任払いの概要」参照。

↓

⑤打合せ

住宅を訪問し、ケアマネジャー等を交えて詳細な打合せを行う。

↓

⑥福祉用具の確認

ケアマネジャー等へ商品カタログの写しを提出する。

↓

⑦事前申請（福祉用具購入費支給申請者、地域包括支援センター又は居宅介護支援事業所等）

【市役所への提出書類】
福祉用具購入費支給申請書（事前）、●購入したい商品が掲載されているカタログの写し

↓

※申請・許可は福祉用具購入前に行わなければなりません。
申請・許可前に購入してしまうと、介護保険が使えなくなります。

⑧福祉用具販売業者への支払い

償還払い
購入費全額を販売業者に支払い

受領委任払い
自己負担分を販売業者に支払い

↓

⑨本申請（福祉用具販売業者、地域包括支援センター又は居宅介護支援事業所等）

【市役所への提出書類】
福祉用具購入費支給申請書（本申請は⑦と同じもの）、●領収書

↓

⑩支給審査

↓

⑪福祉用具購入費支給決定通知

宿毛市から申請者へ【福祉用具購入費支給決定通知】を送付（本申請月の翌月）

↓

⑫福祉用具購入費の支給額決定・支給

【償還払いの場合】
宿毛市から申請者へ保険給付額支払い。
【受領委任払いの場合】
宿毛市から福祉用具販売業者へ保険給付額支払い。